

輸入食品に対する検査命令の実施について
(ニュージーランド産グリーンアスパラガス及び中国産タウナギ)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
ニュージーランド産グリーンアスパラガス及びその加工品	ジクロロボス*1	検疫所におけるモニタリング検査の結果、ニュージーランド産グリーンアスパラガスから残留基準値を超えてジクロロボスを検出したため検査命令を実施するもの。
中国産タウナギ及びその加工品	エンロフロキサシン*2 シプロフロキサシン*2	検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産タウナギからエンロフロキサシン及びシプロフロキサシンを検出したため、検査命令を実施するもの。

*1 有機リン系殺虫剤 *2 ニューキノロン系合成抗菌剤

<参考1>違反事例

- 品名:ニュージーランド産生鮮グリーンアスパラガス
輸入者名:株式会社エフアンドテイ
届出数量及び重量:116カートン、1,160 kg
検査結果:ジクロロボス 0.32ppm 検出(基準値:0.1ppm)
届出先:成田空港検疫所
違反確定日:平成17年1月5日
措置状況:全量廃棄
- 品名:ニュージーランド産生鮮グリーンアスパラガス
輸入者名:株式会社ワタリ
届出数量及び重量:89カートン、890 kg
検査結果:ジクロロボス 0.33ppm 検出(基準値:0.1ppm)
届出先:成田空港検疫所
違反確定日:平成17年12月28日
措置状況:流通状況を調査中

3. 品名: 中国産活タウナギ

輸入者名: 有限会社イチバン貿易

届出数量及び重量: 1カートン、5 kg

検査結果: エンロフロキサシン 0.42ppm 検出(基準値: 含有してはならない)

シプロフロキサシン 0.08ppm 検出(基準値: 含有してはならない)

届出先: 成田空港検疫所

違反確定日: 平成17年11月11日

措置状況: 全量消費済み

4. 品名: 中国産活タウナギ

輸入者名: 有限会社イチバン貿易

届出数量及び重量: 1カートン、5 kg

検査結果: エンロフロキサシン 0.4ppm 検出(基準値: 含有してはならない)

シプロフロキサシン 0.07ppm 検出(基準値: 含有してはならない)

届出先: 成田空港検疫所

違反確定日: 平成17年12月28日

措置状況: 流通状況を調査中

<参考2>

ニュージーランド産グリーンアスパラガス輸入実績(平成17年1月1日~12月31日: 速報値)

品目	届出件数	届出重量(kg)	検査件数	違反件数
生鮮・冷蔵	299	625,020	131	1
冷凍食品	26	291,370	2	0

違反件数はジクロロボスに係る件数

中国産タウナギの輸入実績(平成17年1月1日~12月31日: 速報値)

品目	届出件数	届出重量(kg)	検査件数	違反件数
生鮮・活	341	3,612	28	2
冷蔵切り身	2	8	1	0

違反件数はエンロフロキサシン及びシプロフロキサシンに係る件数